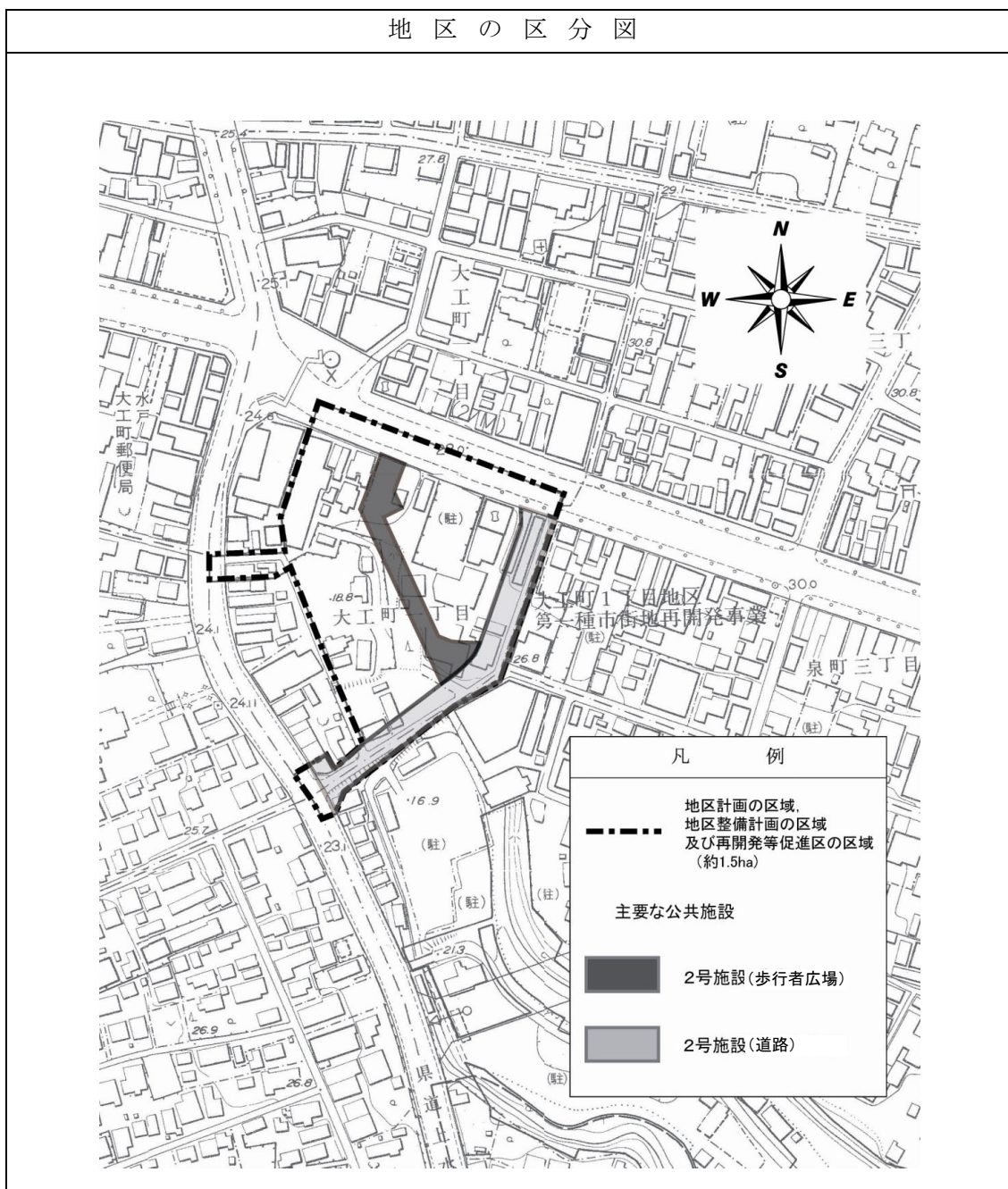


⑪ 大工町1丁目地区

地区の区分図



地区計画の目標

本地区は、水戸市中心市街地活性化基本計画において、中心市街地の西の玄関口にふさわしい都市機能の導入を図るべき地区としての位置づけのもと、その実現に向けて市街地再開発事業の進捗が図られています。当該事業においては、ホテル、住宅、商業、業務等の複合機能を導入し、土地の高度利用と都市機能の更新を図るとともに、地区内に歩行者広場を設けることにより、にぎわい空間を創出することとしています。

このような状況から、中心市街地活性化に寄与する当該事業の効果を一層高めると共に、良好な街並み環境を創出することを目的として、魅力ある複合市街地としての土地利用の実現を図ります。

建築物等に関する事項

●建築物等の用途の制限（次の建築物は建てられません。）

	ア 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項各号に掲げる営業及び同条第6項各号に掲げる営業の用に供する建築物
	イ 倉庫業を営む倉庫
	ウ 工場（店舗及び事務所等の内に付設される作業所を除く。）

○建築物等の形態又は意匠の制限

	ア 建築物の屋根、外壁若しくはこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、落ち着いた色のある色調とする。
	イ 屋外広告物等については、都市景観を十分に配慮したものとする。

●：条例により制限されるもの（建築確認対象） ○：届出によるもの